

にて、何かと相論に及びたり。是は桃雲寺の旦那に女中年寄有之、内々にて血脉を取替へ置きたりとの沙汰なり。利常卿の御意には引導の儀は兩寺へ頼むに不及、我等導師する也。法會は何方へなりとも下知次第可心得との事にて、御尊骸に利常卿向はせられ、扇子を以て御棺の上をたゝかせられ、暫く御觀念被成立退かせられたり。于時老中を始め皆はつと感じ奉り、かゝる名將また世に可有やうなしと感涙すといひ傳へたりと。菊池十六郎いつも物語す。とあり。或は是を天徳院殿逝去の時とすれど非なり。天徳院殿の逝去は元和八年七月也。玉泉院殿の逝去は、翌年の二月にて、一年違ひなりしゆゑ、過聞せしなるべし。又異本夜話録に、玉泉院殿逝去の時、寶圓寺の伴翁和尚へ其由被仰遣處、其頃追はぎはやり、町中夜行氣遣する頃なるに、御使に参りたるもの輕き者なる故に、定めて追はぎならんと和尚思ひ込み、玉泉院殿御死去ならば吃度したる御使來るべし。無左ては登城難致旨返答す。其由利常卿被聞召、甚御怒被成、左候は此方導師すべし。必ず呼び寄するに不及旨被仰出。夫より寶圓寺住職御意に違へり。其

頃利常卿仰せに、玉泉院殿御在世中御かはゆがり被成、出入仕る出家は無之哉と御尋之處、白山へ御參詣之節、御立寄御休息被成時宗の小庵有之由言上す。幸の事此寺へ移さるべし。時宗の寺も御建立被成度、幸の儀と被仰、則御遺骸被爲入處、其由寶圓寺承り道へ出で、御遺骸を奪取るなど申由被聞召、夫より寶圓寺御前惡敷成りたりとぞ。といへり。按ずるに、此の傳説は過聞なるべし。三壺記に載せたる趣と其の趣旨違へり。三壺記に云ふ。玉泉院殿御遠行の時、老中より獅子之助と云ふ御相摸の者を寶圓寺へ遣し、早々登城有るべきよし申達す。獅子之助共さますさまじく、殊に早々と進むれば、和尚急度見て、夜中にはあり、是はまさしく盜賊人の我をいざなひはかるなるべし。實に御遠行ならば、老中などより書札にて使者等の有るべきにと、事々敷申したりければ、獅子之助興さめて立歸り、其由申上ければ、和尚申處も尤也とて、御使者を被遣けるに、伴翁和尚頓て登城し、御遺骸の御茶湯など勤められ、御葬送の用意等出來し、伴翁和尚導師にて御葬禮終れり。御戒名は、先年高岡にて利長卿の御導師廣山和尚の血脉に

任せ、玉泉院殿松岩永壽大姉と號し奉る。然るに玉泉院殿三年忌に成りぬれば、利常卿如何思召されけん、常善寺は玉泉院殿の別けて御念比なる寺なり。殊に天神堂も御建立也。此寺にて御法會可被執行とて、常善寺にて被仰付。其時遊行上人訴訟被申上、常善寺と云ふ寺號を除きて、玉泉寺と改めらる。とあり。玉泉院殿は贈太政大臣信長公之息女。贈正二位大納言利長卿之内室。諱知末。天正九年於越前府中結婚。慶長十九年五月利長卿薨逝于越中高岡。落飾稱玉泉院殿。同年秋移住于金澤城西丸。稱之玉泉院丸。是其遺稱也とぞ。三壺記に、玉泉院殿は御歳五十歳にて、元和九年二月廿四日に御遠行あり。根本利長卿に實子もましまさず。御夫婦共に御心に懸けさせられ、妾の女中方數多召置かれ、いかなる方にも其覺れも目出度、末摘花の種もがたと、若紫の色々に神や佛に祈願被成、とら待日待さまの御祈を密々に被遊けり。いつの程よりか、御夫婦の御中御うとく敷ましますせば、ひさげの水は湯と成りけれ共、御歴々の習にて色にも出まします。御氣鬱のかたまりと成り、いつも御心持例ならせ給はされども、金澤

へ入らせられては御家御長久の御願として、常善寺と申す遊行寺に天満天神堂を御建立なされて、月並の連歌を御祈禱の爲めに被仰付、料米を被遣たり。御家は菅家の末流なれば、別けて天満天神をば御崇敬被遊けり。とあり。又玉泉院殿は、同記に、慶長十九年五月利長卿越中高岡城にて薨逝の時、北の御方も御ぐしおろさせ給ひて、御小袖の色も替らさせ給ひければ、玉泉院殿と號し奉るとありて、此の時剃髮落飾し給ひける故、其の御姿の肖像をば玉泉寺へ納められ、靈堂に信長御父子の肖像と共に安置なし奉りけり。

○遊行上人回來事略

一遍上人傳記に云ふ。人皇七代孝靈天皇後胤伊豫國河野七郎左衛門尉通廣次男松壽丸云。人皇八十六代四條帝御宇延應元年誕生。將軍賴經執權平泰時、建長五年十五歳、同州入得智山繼教寺緣教律師室、雜髮號隨緣。登天台山從慈眼僧正學台學。二十歳時具戒。悉傳台宗奧義。人皇八十九代龜山帝將軍宗尊親王執權最明寺時頼頃。十二年間學台學。見妙樂云諸經。所讀多在彌陀。故以西方而爲一准文。文永